

参考資料

目次

・育児休業制度の規定の有無別事業所割合(平成14年度調査と平成17年度調査の比較).....	1
・最長育児休業期間別事業所割合.....	2
・育児休業取得可能回数・取得要件別事業所割合.....	3
・育児休業対象者からの除外者の状況別事業所割合.....	4
・有期契約労働者の育児休業取得範囲の決定の有無・範囲別事業所割合.....	5
・育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無・内容別事業所割合.....	6
・定期昇給制度の有無・育児休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合.....	7
・賞与制度の有無・賞与の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合.....	8
・退職金制度の有無・退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合.....	9
・育児休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合.....	10
・育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無・措置の内容別事業所割合.....	11
・男女・出産者の有無・育児休業取得者の有無別事業所割合.....	12
・男女別育児休業取得者割合.....	13
・男女別育児休業終了後の復職者割合(H16.4.1~17.3.31).....	14
・男女・取得休業期間別育児休業取得者割合(H16.4.1~17.3.31).....	15
・育児休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合.....	16
・保育所利用状況等について.....	17
・20/4/1 全国待機児童マップ(都道府県別).....	18
・「新待機児童ゼロ作戦」について(概要).....	19
・保育所数、利用児童数、定員の推移(平成元年~20年).....	20
・3歳未満人口と保育所利用率の推移(平成8年~20年).....	21
・放課後児童クラブについて.....	22
・放課後児童クラブ数及び登録児童数の推移.....	23
・フランスの出生率の推移と家族政策.....	24
・ドイツの出生率の推移と家族政策.....	25
・スウェーデンの出生率の推移と家族政策.....	26

育児休業制度の規定の有無別事業所割合（平成14年度調査と平成17年度調査の比較）

(%)

	規定あり		差
	17年度調査	14年度調査	
【総計】	61.6	61.4	0.2
【産業】			-
鉱業	45.9	50.8	-4.9
建設業	45.4	46.2	-0.8
製造業	56.3	51.9	4.4
電気・ガス・熱供給・水道業	99.1	91.5	7.6
情報通信業	68.6	-	-
運輸業	60.5	-	-
（運輸・通信業）	-	69.7	-
卸売・小売業	65.3	-	-
飲食店、宿泊業	52.3	-	-
（卸売・小売業、飲食店）	-	62.6	-
金融・保険業	97.5	94.7	2.8
不動産業	65.2	60.2	5.0
医療、福祉	73.4	-	-
教育、学習支援業	71.8	-	-
複合サービス事業	89.6	-	-
サービス業	57.6	66.9	-9.3
【事業所規模】			-
500人以上	99.9	99.2	0.7
100～499人	95.5	93.6	1.9
30～99人	83.7	78.0	5.7
5～29人	56.5	57.5	-1.0
30人以上（再掲）	86.1	81.1	5.0

事業所総数=100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度、平成14年度）

最長育児休業期間別事業所割合

(%)

	総 計	最長育児休業期間					
		1歳6か月	1歳6か月 を超え2歳 未満	2歳～ 3歳未満	3歳以上	その他	不 明
【総計】	100.0	79.9	3.0	6.1	1.0	9.5	0.5
【事業所規模】							
500人以上	100.0	68.4	13.2	12.2	3.2	3.0	—
100～499人	100.0	77.8	6.4	9.9	1.8	3.6	0.4
30～99人	100.0	78.8	4.6	6.5	1.2	8.6	0.4
5～29人	100.0	80.4	2.3	5.7	0.9	10.2	0.5
30人以上（再掲）	100.0	78.4	5.1	7.3	1.4	7.5	0.4

育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

育児休業取得可能回数・取得要件別事業所割合

(%)

	総計	取得可能回数						1歳以降の育児休業の取得要件			
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	育児・介護休業法の要件を満たす場合にのみ取得できる	育児・介護休業法の要件を満たさなくても取得できる 法とは異なる要件を設けている	特に要件は設けていない	不明
【総計】	100.0	89.7	2.3	0.6	0.1	0.1	7.2	78.0	3.5	11.3	7.2
【事業所規模】											
500人以上	100.0	90.0	2.8	0.9	—	0.1	6.2	68.2	14.8	15.9	1.0
100～499人	100.0	91.8	2.5	0.5	—	0.2	5.0	80.7	7.2	9.3	2.8
30～99人	100.0	89.2	2.9	0.3	—	0.2	7.5	79.6	4.1	9.5	6.8
5～29人	100.0	89.7	2.2	0.7	0.2	—	7.2	77.4	3.1	11.9	7.7
30人以上（再掲）	100.0	89.7	2.8	0.3	—	0.2	6.9	79.6	4.9	9.5	5.9

育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

育児休業対象者からの除外者の状況別事業所割合

(%)

	総計	所定労働日数が週2日以下の者			勤続1年未満の者			配偶者（内縁関係の妻又は夫を含む）が常態として子を養育することができる者			1年以内に退職することが明らかな者		
		対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	対象	対象外	不明	対象	対象外	不明
【総計】	100.0	13.3	85.3	1.5	16.9	82.3	0.8	24.1	74.9	1.0	22.8	76.3	0.9
【事業所規模】													
500人以上	100.0	18.5	79.7	1.8	21.6	78.3	0.1	22.8	77.1	0.1	22.1	77.7	0.1
100～499人	100.0	15.2	82.7	2.1	16.3	83.4	0.3	19.7	79.9	0.4	19.4	80.4	0.3
30～99人	100.0	13.9	85.1	1.0	15.5	84.3	0.2	24.0	75.7	0.3	22.4	77.4	0.2
5～29人	100.0	13.0	85.5	1.5	17.3	81.8	1.0	24.4	74.3	1.2	23.1	75.8	1.1
30人以上（再掲）	100.0	14.3	84.5	1.2	15.8	84.0	0.2	23.1	76.6	0.3	21.7	78.0	0.2

育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

有期契約労働者の育児休業取得範囲の決定の有無・範囲別事業所割合

(%)

	総 計	決めている	対象労働者の範囲 を育児・介護休業 法による要件と同 じとしている	対象労働者の範囲 を育児・介護休業 法による要件より 一部広くしている	対象労働者の範囲 を育児・介護休業 法による要件にか かわらず全ての有 期契約労働者とし ている	決めて いない	不 明
【総計】	100.0	46.4 (100.0)	(95.9)	(1.9)	(2.2)	53.3	0.3
【事業所規模】							
500人以上	100.0	72.9 (100.0)	(94.1)	(3.4)	(2.4)	27.1	—
100～499人	100.0	59.6 (100.0)	(95.0)	(2.1)	(2.8)	40.2	0.2
30～99人	100.0	48.3 (100.0)	(95.6)	(2.0)	(2.4)	51.7	0.0
5～29人	100.0	45.0 (100.0)	(96.0)	(1.9)	(2.1)	54.6	0.4
30人以上（再掲）	100.0	51.0 (100.0)	(95.4)	(2.1)	(2.5)	48.9	0.1

育児休業制度の規定がある事業所=100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

育児休業期間中の会社や共済会等からの金銭支給の有無・内容別事業所割合

(%)

	総計	金銭の 支給あり (M.A.) 計	毎月						一時金			金銭の 支給なし	不明
			金銭の 支給あり (M.A.) 小計	所定内 給与額の 60%以上 を支給	所定内 給与額の 20~60% 未満 を支給	所定内 給与額の 20%未満 を支給	定額を 支給	その他	一時金 等の 支給あり (M.A.) 小計	一時金を 支給	日数限定で 有給とする		
【総計】	100.0	14.2 (100.0)	(76.0) (100.0)	(27.2)	(24.3)	(4.8)	(18.0)	(25.8)	(30.8) (100.0)	(62.0)	(40.2)	78.9	6.9
【事業所規模】													
500人以上	100.0	20.0 (100.0)	(48.9) (100.0)	(9.6)	(36.0)	(7.6)	(10.8)	(36.7)	(64.7) (100.0)	(85.1)	(16.0)	80.0	—
100~499人	100.0	11.5 (100.0)	(65.9) (100.0)	(13.8)	(29.9)	(11.4)	(18.7)	(26.3)	(47.0) (100.0)	(74.8)	(25.2)	87.6	1.0
30~99人	100.0	10.9 (100.0)	(64.3) (100.0)	(23.0)	(25.3)	(11.9)	(11.7)	(28.2)	(44.7) (100.0)	(73.9)	(28.9)	85.6	3.5
5~29人	100.0	14.9 (100.0)	(77.9) (100.0)	(28.0)	(24.1)	(3.9)	(18.7)	(25.5)	(28.5) (100.0)	(58.9)	(43.2)	77.4	7.7
30人以上(再掲)	100.0	11.1 (100.0)	(64.2) (100.0)	(20.9)	(26.4)	(11.7)	(13.1)	(28.0)	(45.7) (100.0)	(74.5)	(27.7)	85.9	3.0

事業所総数=100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

定期昇給制度の有無・育児休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合

(%)

	総 計	定期昇給 制度あり	定期昇給の取扱い			定期昇給の 制度がない	不 明
			定期昇給 時期に 昇給する	復職後に 昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 の定期昇給に 持ち越す		
【総計】	100.0	57.7 (100.0)	(24.5)	(23.7)	(51.9)	35.5	6.8
【事業所規模】							
500人以上	100.0	83.4 (100.0)	(40.4)	(21.6)	(38.0)	16.1	0.5
100～499人	100.0	81.3 (100.0)	(31.2)	(23.7)	(45.1)	17.7	1.0
30～99人	100.0	70.9 (100.0)	(22.6)	(23.8)	(53.7)	24.9	4.2
5～29人	100.0	54.5 (100.0)	(24.4)	(23.7)	(52.0)	38.0	7.5
30人以上（再掲）	100.0	73.0 (100.0)	(24.7)	(23.7)	(51.6)	23.4	3.5

事業所総数=100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

賞与制度の有無・賞与の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	総計	賞与制度あり	休業期間も休まなかったものとみなして支給する	休業期間も一定程度出勤したものとみなして支給する	出勤日又は休業期間に応じて支給する	その他の取扱いを決めている	賞与の算定の際の休業期間の取扱いは特に決めていない	賞与の制度がない	不明
【総計】	100.0	77.9 (100.0)	(3.7)	(2.5)	(62.7)	(7.0)	(24.1)	17.2	4.9
【事業所規模】									
500人以上	100.0	97.7 (100.0)	(0.8)	(1.7)	(86.5)	(10.0)	(1.2)	2.3	0.0
100～499人	100.0	95.3 (100.0)	(2.1)	(2.0)	(82.9)	(7.9)	(5.1)	4.0	0.7
30～99人	100.0	88.5 (100.0)	(4.5)	(2.6)	(72.4)	(7.0)	(13.5)	8.8	2.7
5～29人	100.0	75.3 (100.0)	(3.6)	(2.5)	(59.7)	(7.0)	(27.1)	19.2	5.5
30人以上（再掲）	100.0	89.9 (100.0)	(4.0)	(2.5)	(74.7)	(7.2)	(11.6)	7.8	2.3

事業所総数=100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

退職金制度の有無・退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	総計	退職金制度あり						退職金制度がない	不明
		退職金制度あり	休業期間も勤続年数に算入する	休業期間も一定程度出勤したものとみなして勤続年数に算入する	勤続年数に全く算入しない	その他の取扱いを決めている	退職金の算定の際の休業期間の取扱いは特に決めていない		
【総計】	100.0	76.0 (100.0)	(29.3)	(5.5)	(36.7)	(4.6)	(23.9)	19.2	4.7
【事業所規模】									
500人以上	100.0	96.8 (100.0)	(27.7)	(8.7)	(54.0)	(8.8)	(0.8)	3.1	0.0
100～499人	100.0	93.5 (100.0)	(33.2)	(6.7)	(51.5)	(4.7)	(4.0)	5.8	0.7
30～99人	100.0	87.9 (100.0)	(32.3)	(7.2)	(43.5)	(5.0)	(12.0)	9.5	2.6
5～29人	100.0	73.3 (100.0)	(28.5)	(5.1)	(34.5)	(4.5)	(27.4)	21.4	5.3
30人以上(再掲)	100.0	89.1 (100.0)	(32.4)	(7.1)	(45.3)	(5.0)	(10.2)	8.7	2.2

事業所総数=100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

育児休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合

(%)

	総 計	原則として原職 又は原職相当職 に復帰する	本人の希望を考 慮し会社が決定 する	会社の人事管理 等の都合により 決定する	不 明
【総計】	100.0	66.6	15.4	11.1	6.9
【事業所規模】					
500人以上	100.0	87.6	8.3	4.0	0.0
100～499人	100.0	86.2	7.8	5.1	0.9
30～99人	100.0	79.8	11.2	5.6	3.4
5～29人	100.0	63.6	16.4	12.2	7.7
30人以上（再掲）	100.0	81.1	10.5	5.5	2.9

事業所総数=100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無・措置の内容別事業所割合

(%)

	総計	講じている (M.A)	休業中の情報提供 (社内報、職場・仕事に関する情報)	職場復帰のための講習	その他	講じていない	不明
【総計】	100.0	24.9 (100.0)	(69.7)	(28.5)	(12.8)	69.7	5.4
【事業所規模】							
500人以上	100.0	61.1 (100.0)	(91.1)	(18.9)	(7.1)	38.9	0.0
100～499人	100.0	46.7 (100.0)	(81.0)	(24.3)	(10.6)	52.6	0.8
30～99人	100.0	32.0 (100.0)	(74.6)	(29.3)	(11.4)	64.7	3.3
5～29人	100.0	22.7 (100.0)	(67.5)	(28.7)	(13.3)	71.3	6.0
30人以上(再掲)	100.0	35.2 (100.0)	(76.6)	(27.8)	(11.1)	62.0	2.8

事業所総数=100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成17年度)

男女・出産者の有無・育児休業取得者の有無別事業所割合

(%)

	総計	出産者（配偶者が出産した男性を含む）ありの事業所 (M. A)										出産者なしの事業所	不明	
		育児休業取得者ありの事業所	育児休業取得者なしの事業所	不明	女性出産者ありの事業所	育児休業取得者ありの事業所	育児休業取得者なしの事業所	不明	配偶者が出産した男性ありの事業所	育児休業取得者ありの事業所	育児休業取得者なしの事業所			
【総計】	100.0	23.3 (100.0) [100.0]				(37.6) [100.0]				(77.1) [100.0]			76.2	0.4
うち、有期契約労働者		2.1 (100.0) [100.0]				(62.5) [100.0]				(46.6) [100.0]			97.4	0.5
【事業所規模】														
500人以上	100.0	92.1 (100.0) [100.0]				(90.7) [100.0]				(81.8) [100.0]			4.1	3.8
1000~499人	100.0	76.2 (100.0) [100.0]	[88.0]	[11.8]	[0.2]	[100.0]	[96.8]	[3.2]	[0.1]	[100.0]	[3.3]	[96.7]	22.3	1.6
30~99人	100.0	46.6 (100.0) [100.0]	[51.9]	[48.1]	[—]	[100.0]	[84.5]	[15.5]	[—]	[100.0]	[0.8]	[99.2]	52.3	1.0
5~29人	100.0	17.2 (100.0) [100.0]	[30.4]	[69.6]	[—]	[100.0]	[81.8]	[18.2]	[—]	[100.0]	[0.3]	[99.7]	82.5	0.3
30人以上（再掲）	100.0	52.8 (100.0) [100.0]	[22.4]	[77.6]	[—]	[100.0]	[67.1]	[32.9]	[—]	[100.0]	[0.5]	[99.5]	46.0	1.2
			[37.7]	[62.3]	[0.0]	[100.0]	[83.5]	[16.5]	[0.0]	[100.0]	[0.5]	[99.5]		

事業所総数=100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

男女別育児休業取得者割合

(%)

	育児休業 取得者			出産した女性労働者に占め る育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
		女 性	男 性		
【総計】	100.0	98.0	2.0	72.3	0.50
うち、有期契約労働者	100.0	99.8	0.2	51.5	0.10
【事業所規模】					
500人以上	100.0	99.6	0.4	87.3	0.13
100～499人	100.0	99.5	0.5	79.0	0.14
30～99人	100.0	96.4	3.6	76.9	0.84
5～29人	100.0	97.0	3.0	58.5	0.66
30人以上(再掲)	100.0	98.5	1.5	80.2	0.41

(注) 全事業所において、H16.4.1～H17.3.31までの1年間に出産した者(男性の場合は配偶者が出産した者。)に占める、H17.10.1までの間に育児休業を開始した者の割合である。

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成17年度)

男女別育児休業終了後の復職者割合（H16.4.1～17.3.31）

（％）

	育児休業取得者			女性の育児休業取得者			男性の育児休業取得者		
	復職者	退職者		復職者	退職者		復職者	退職者	
【総計】	100.0 (100.0)	(89.0)	(11.0)	98.8 (100.0)	(89.0)	(11.0)	1.2 (100.0)	(94.9)	(5.1)
【事業所規模】									
500人以上	100.0 (100.0)	(92.6)	(7.4)	99.7 (100.0)	(92.7)	(7.3)	0.3 (100.0)	(87.1)	(12.9)
100～499人	100.0 (100.0)	(91.2)	(8.8)	99.7 (100.0)	(91.2)	(8.8)	0.3 (100.0)	(100.0)	(－)
30～99人	100.0 (100.0)	(85.5)	(14.5)	99.2 (100.0)	(85.4)	(14.6)	0.8 (100.0)	(100.0)	(－)
5～29人	100.0 (100.0)	(87.8)	(12.2)	97.4 (100.0)	(87.7)	(12.3)	2.6 (100.0)	(94.0)	(6.0)
30人以上（再掲）	100.0 (100.0)	(89.7)	(10.3)	99.5 (100.0)	(89.7)	(10.3)	0.5 (100.0)	(97.6)	(2.4)

H16.4.1～17.3.31までの1年間に育児休業を終了し、復職予定だった者＝100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

男女・取得休業期間別育児休業取得者割合（H16.4.1～17.3.31）

（％）

	男女計											
	計	1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 8か月未満	8か月～ 10か月未満	10か月～ 12か月未満	12か月～ 18か月未満	18か月～ 24か月未満	24か月～ 36か月未満	36か月以上	不 明
【総計】	100.0	2.9	10.6	14.9	8.1	12.0	34.6	13.3	1.7	0.7	0.1	1.1
【事業所規模】												
500人以上	100.0	0.8	4.1	9.3	9.9	15.0	38.0	12.0	2.8	1.4	0.1	6.6
100～499人	100.0	1.7	6.3	12.5	9.9	13.2	43.3	10.9	1.7	0.3	0.3	—
30～99人	100.0	2.4	5.4	19.5	12.0	8.2	34.8	13.6	2.2	1.8	—	—
5～29人	100.0	5.3	20.0	16.7	3.6	11.9	26.1	15.6	0.8	—	—	—
30人以上（再掲）	100.0	1.7	5.5	13.9	10.5	12.1	39.3	12.0	2.1	1.1	0.1	1.7

	女 性											
	計	1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 8か月未満	8か月～ 10か月未満	10か月～ 12か月未満	12か月～ 18か月未満	18か月～ 24か月未満	24か月～ 36か月未満	36か月以上	不 明
【総計】	100.0	2.6	9.9	15.1	8.2	12.2	35.0	13.5	1.7	0.7	0.1	1.1
【事業所規模】												
500人以上	100.0	0.7	3.9	9.3	9.9	15.1	38.1	12.1	2.8	1.4	0.1	6.5
100～499人	100.0	1.4	6.3	12.5	9.9	13.3	43.5	10.9	1.7	0.3	0.3	—
30～99人	100.0	1.6	5.4	19.7	12.1	8.3	35.1	13.8	2.3	1.8	—	—
5～29人	100.0	5.0	18.2	17.2	3.7	12.2	26.9	16.0	0.9	—	—	—
30人以上（再掲）	100.0	1.3	5.4	13.9	10.6	12.2	39.5	12.1	2.1	1.1	0.1	1.7

	男 性											
	計	1か月未満	1か月～ 3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 8か月未満	8か月～ 10か月未満	10か月～ 12か月未満	12か月～ 18か月未満	18か月～ 24か月未満	24か月～ 36か月未満	36か月以上	不 明
【総計】	100.0	31.7	65.8	1.5	—	—	—	—	—	—	—	0.9
【事業所規模】												
500人以上	100.0	18.7	38.0	20.7	—	—	—	—	—	—	—	22.6
100～499人	100.0	81.6	9.6	8.8	—	—	—	—	—	—	—	—
30～99人	100.0	94.4	5.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5～29人	100.0	15.8	84.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30人以上（再掲）	100.0	78.4	12.0	5.9	—	—	—	—	—	—	—	3.7

H16.4.1～17.3.31までに復職した者＝100.0%

出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）

育児休業取得者があった際の雇用管理状況別事業所割合

(%)

	総 計	育児休業取得者があった際の雇用管理状況 (M. A.)				
		代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用了	その他	不 明
【総計】	100.0	47.2	13.4	43.7	7.4	0.6
【事業所規模】						
500人以上	100.0	61.1	37.3	61.2	5.6	0.9
100～499人	100.0	50.1	24.7	45.4	8.0	0.3
30～99人	100.0	47.7	14.6	36.3	10.8	—
5～29人	100.0	45.0	6.7	46.4	5.2	1.1
30人以上(再掲)	100.0	49.4	19.7	41.2	9.5	0.2

育児休業取得者のあった事業所=100.0%

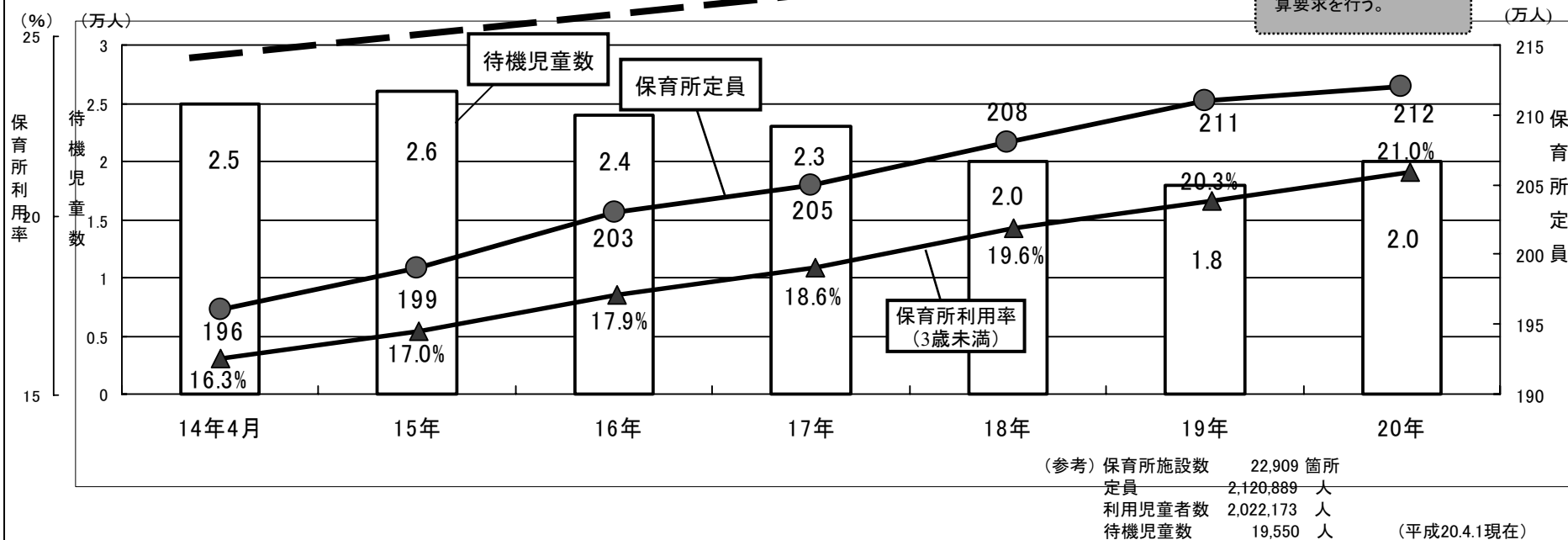
出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成17年度)

保育所利用状況等について

〔推移〕

女性の社会進出などを背景に保育需要の増大

新待機児童ゼロ作戦関連
連予算として、3,922
億円の平成21年度概
算要求を行う。



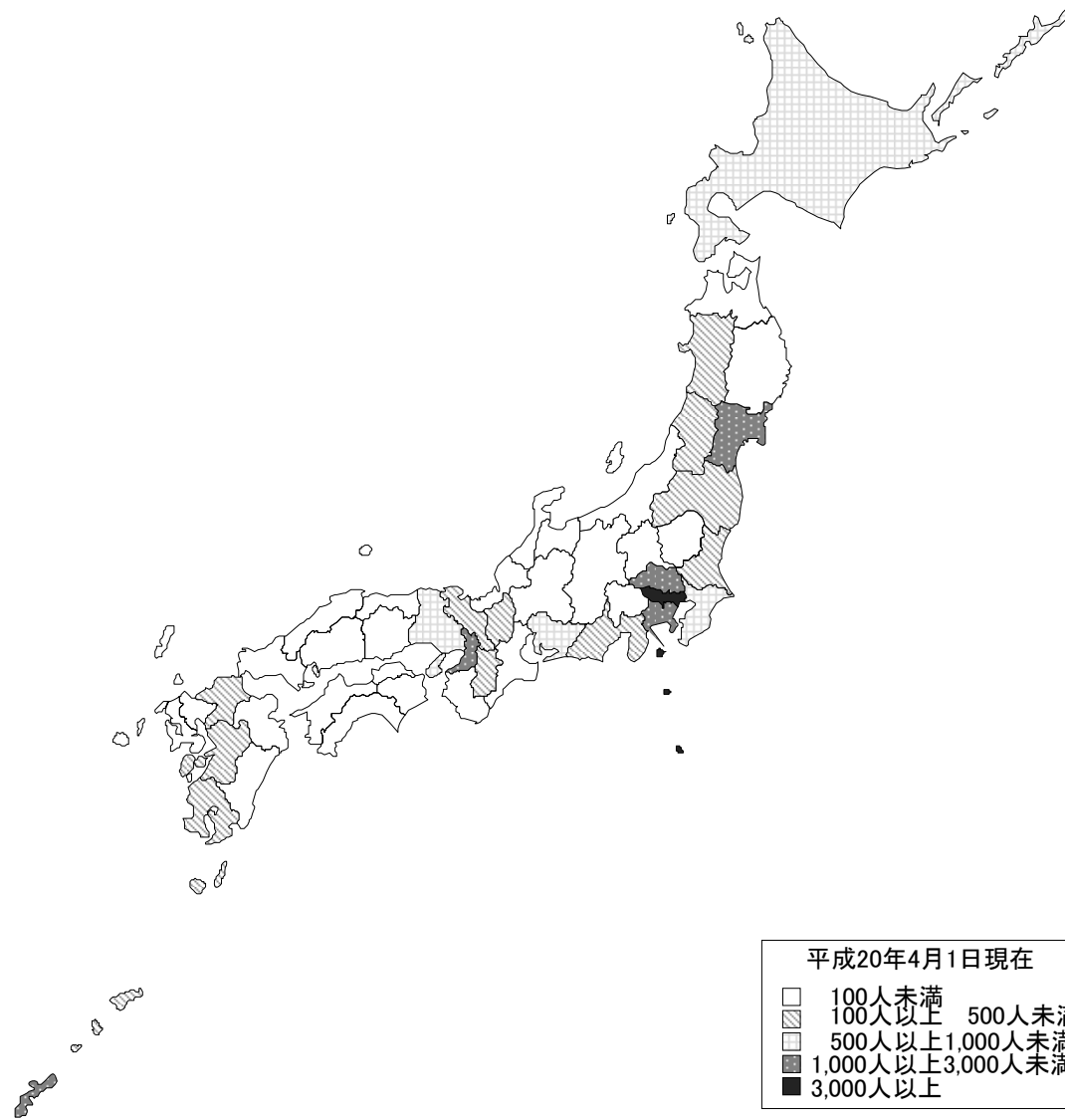
① 「待機児童ゼロ作戦」の展開
平成14年度から16年度までに15.6万人の受入児童数の増

② 「子ども・子育て応援プラン」の展開
平成21年度までに保育所受入児童数を215万人に拡大

〔取組〕

- 「新待機児童ゼロ作戦」(平成20年2月策定)の展開
希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。
【10年後の目標】・ 保育サービス(3歳未満児)の利用割合 20%→38%
・ 利用児童数100万人増(0~5歳)
- 「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間における取組の推進(「5つの安心プラン」(平成20年7月策定)関係)
待機児童が多い地域(首都圏、近畿圏、沖縄等)を中心として、保育所の緊急整備、分園の緊急整備などを実施する。
【集中重点期間(平成20~22年度)の目標】・ 保育サービス(3歳未満児)の利用割合を26%に引き上げる。

20/4/1 全国待機児童マップ（都道府県別）



平成20年4月1日現在

□	100人未満	(26)
▨	100人以上 500人未満	(13)
▤	500人以上1,000人未満	(3)
■	1,000人以上3,000人未満	(4)
■	3,000人以上	(1)

都道府県	待機児童数
	人
北海道	532
青森県	34
岩手県	75
宮城県	1,270
秋田県	181
山形県	211
福島県	178
茨城県	284
栃木県	76
群馬県	31
埼玉県	1,216
千葉県	960
東京都	5,479
神奈川県	2,132
新潟県	11
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	3
静岡県	310
愛知県	544
三重県	43
滋賀県	262
京都府	145
大阪府	1,601
兵庫県	770
奈良県	206
和歌山県	7
鳥取県	0
島根県	73
岡山県	65
広島県	47
山口県	23
徳島県	30
香川県	0
愛媛県	47
高知県	55
福岡県	379
佐賀県	0
長崎県	89
熊本県	104
大分県	1
宮崎県	0
鹿児島県	268
沖縄県	1,808
計	19,550

※ 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

趣旨

働きながら子育てをしたいと願う国民が、その両立の難しさから、仕事を辞める、あるいは出産を断念するといったことのないよう、

○ 働き方の見直しによる
仕事と生活の調和の実現

○ 「新たな次世代育成
支援の枠組み」の構築

の二つの取組を「車の両輪」として進めていく。



希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して

保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

目標・具体的施策

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間を集中重点期間とし、取組を進める。



<10年後の目標>

・保育サービス(3歳未満児)の提供割合
20% → 38% (※)
【利用児童数100万人増(0~5歳)】

・放課後児童クラブ(小学1年~3年)の
提供割合 19% → 60% (※)
【登録児童数145万人増】

⇒ この目標実現のためには
一定規模の財政投入が必要

税制改革の動向を踏まえつつ、
「新たな次世代育成支援の枠組み」
の構築について速やかに検討。

(※)「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月)」における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に10年後(2017年)に達成される水準

集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて夏頃を目途に検討

○保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化〔児童福祉法の改正〕

保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実

○小学校就学後まで施策対象を拡大

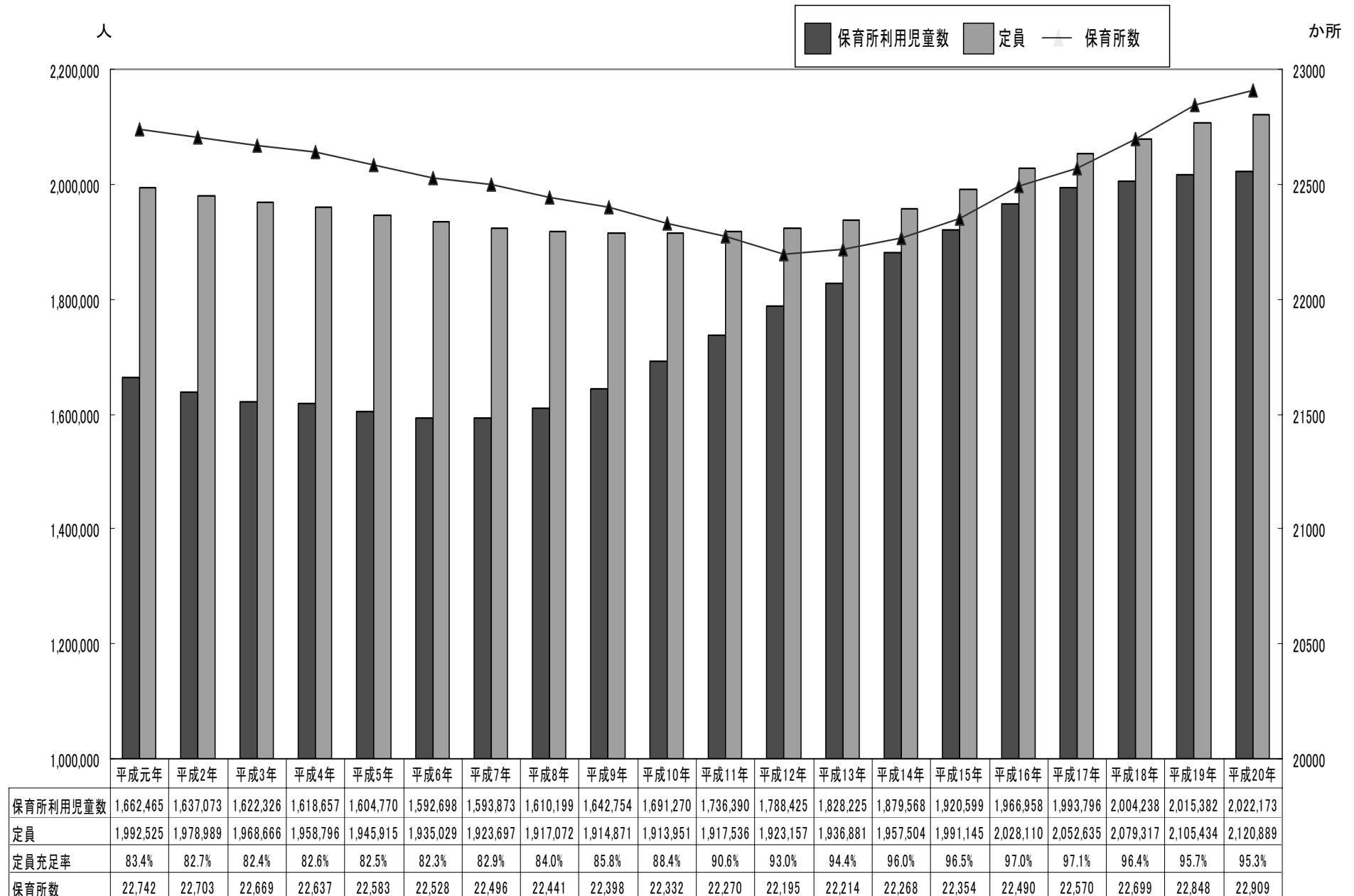
小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保

○地域における保育サービス等の計画的整備〔次世代育成支援対策推進法の改正〕

女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大

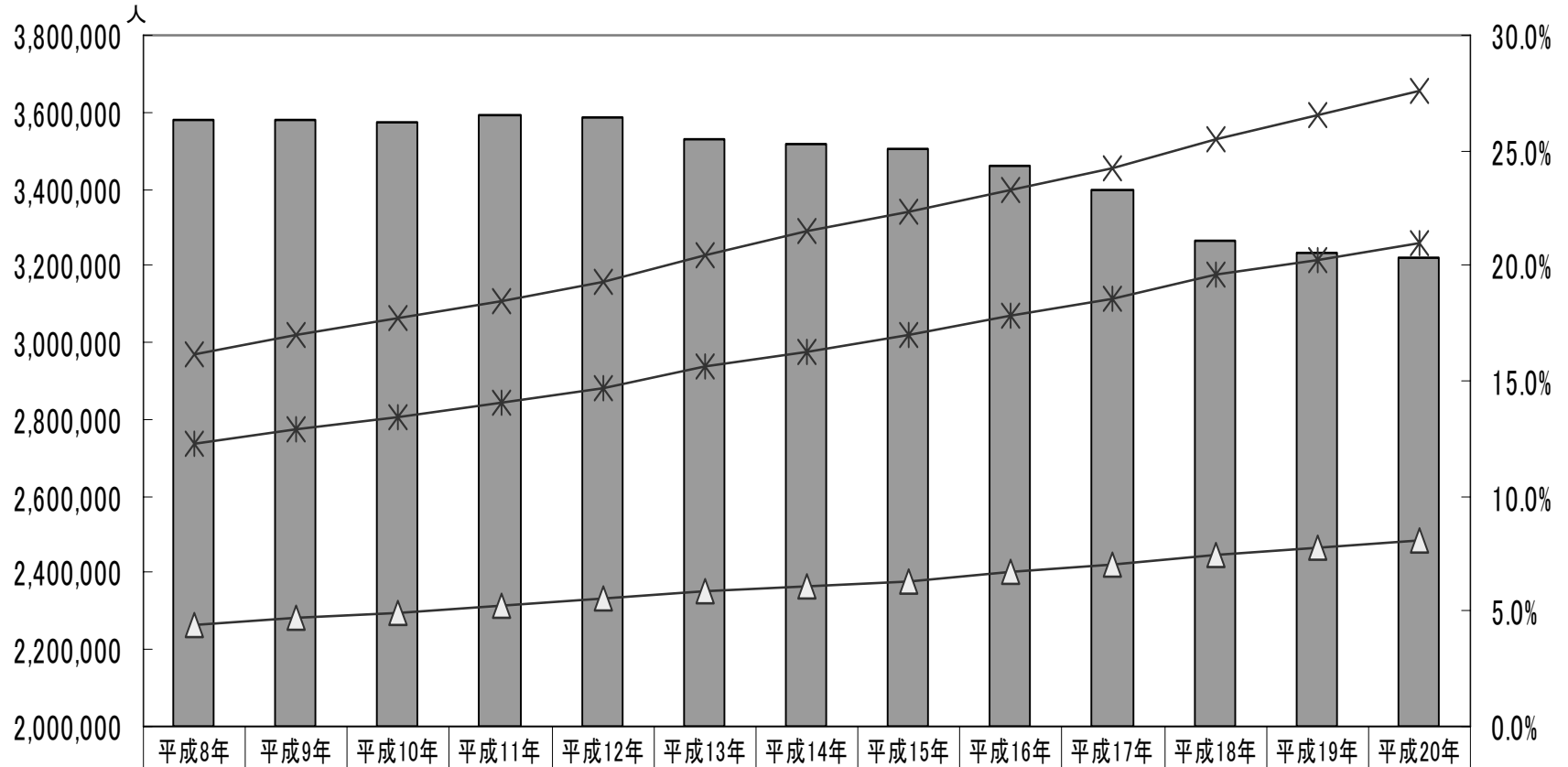
○子どもの健やかな育成等のため、サービスの質を確保

保育所数、利用児童数、定員の推移(平成元年～20年)



3歳未満人口と保育所利用率の推移(平成8年～20年)

■ 3歳未満人口 △ 0歳児保育所利用率 × 1・2歳児保育所利用率 * 3歳未満児利用率



	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
■ 3歳未満人口	3,581,000	3,580,000	3,573,000	3,590,000	3,583,000	3,529,000	3,514,000	3,507,000	3,462,000	3,400,000	3,264,000	3,232,000	3,223,000
△ 0歳児保育所利用率	4.4%	4.7%	4.9%	5.2%	5.5%	5.9%	6.0%	6.3%	6.8%	7.0%	7.4%	7.8%	8.1%
× 1・2歳児保育所利用率	16.2%	17.0%	17.8%	18.5%	19.3%	20.5%	21.5%	22.3%	23.2%	24.2%	25.5%	26.6%	27.6%
* 3歳未満児利用率	12.3%	12.9%	13.4%	14.0%	14.7%	15.6%	16.3%	17.0%	17.9%	18.6%	19.6%	20.3%	21.0%

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の2第2項))

【現状】(平成19年5月現在)

- クラブ数 16,685か所(全国の小学校区約23,000校のおよそ3/4程度)
⇒平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施をめざす
- 登録児童数 749,478人(全国の小学校1~3年生約357万人の2割程度)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 14,029人[利用できなかった児童がいるクラブ数 2,253か所]

【事業に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

○平成20年度予算額 186.9億円(28.4億円増)

○運営費

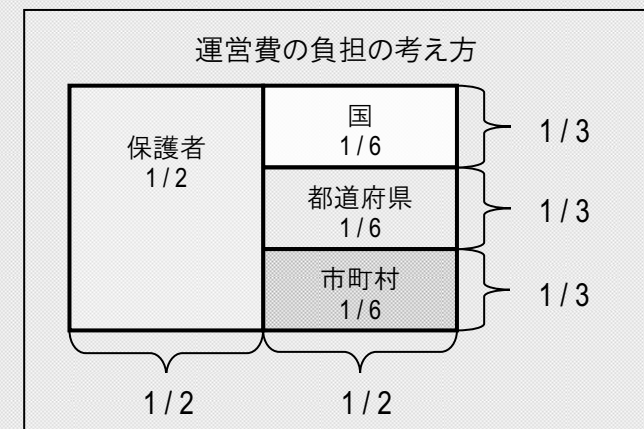
- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。

・児童数36~70人の場合、基準額:240.8万円

○整備費

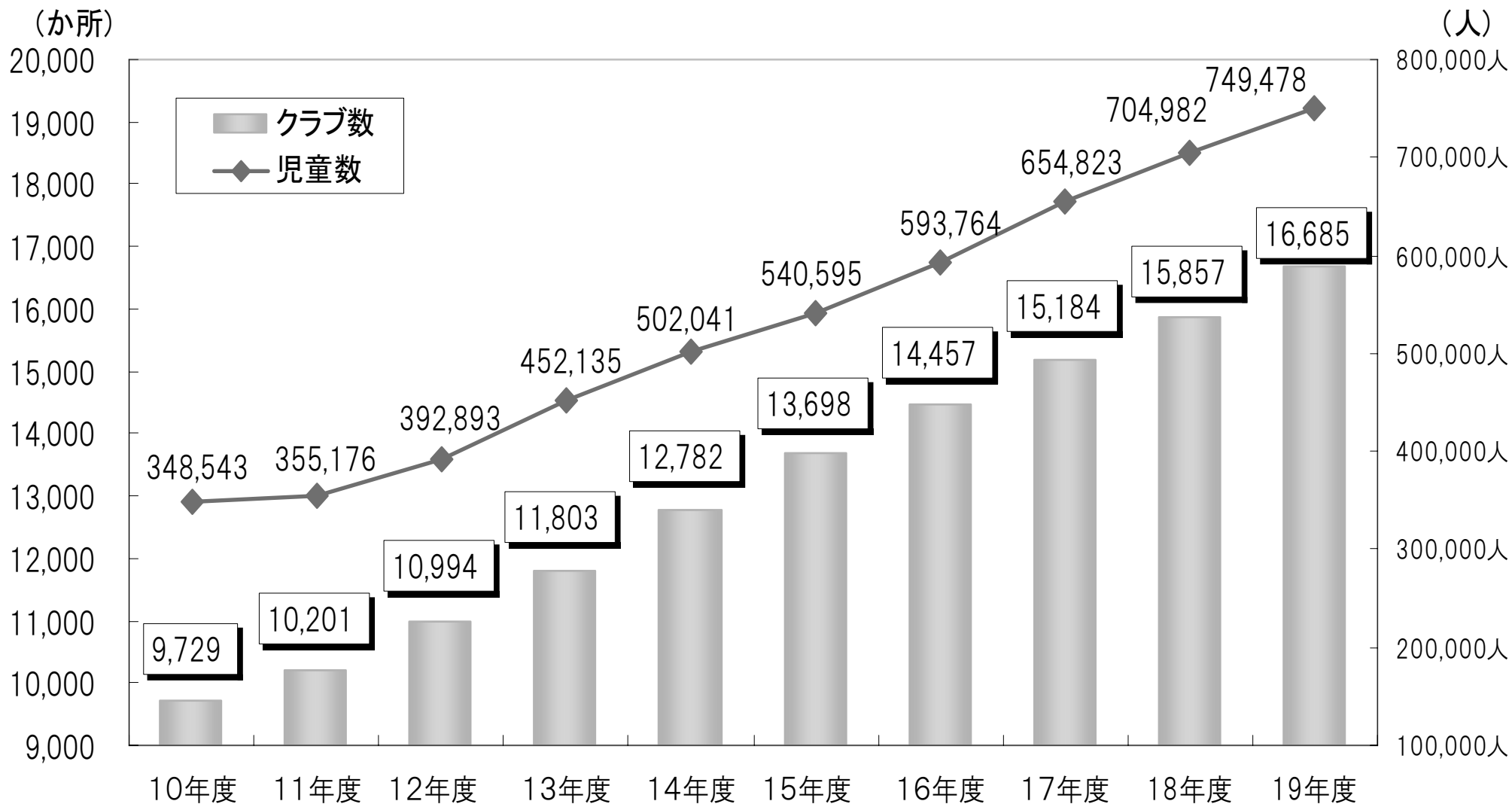
- ・新たに施設を創設する場合(基準額:1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成

※運営費又は整備費(創設費を除く)は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ、整備費(創設費)は、国、都道府県、市町村又は設置者(社会福祉法人等)が3分の1ずつ負担



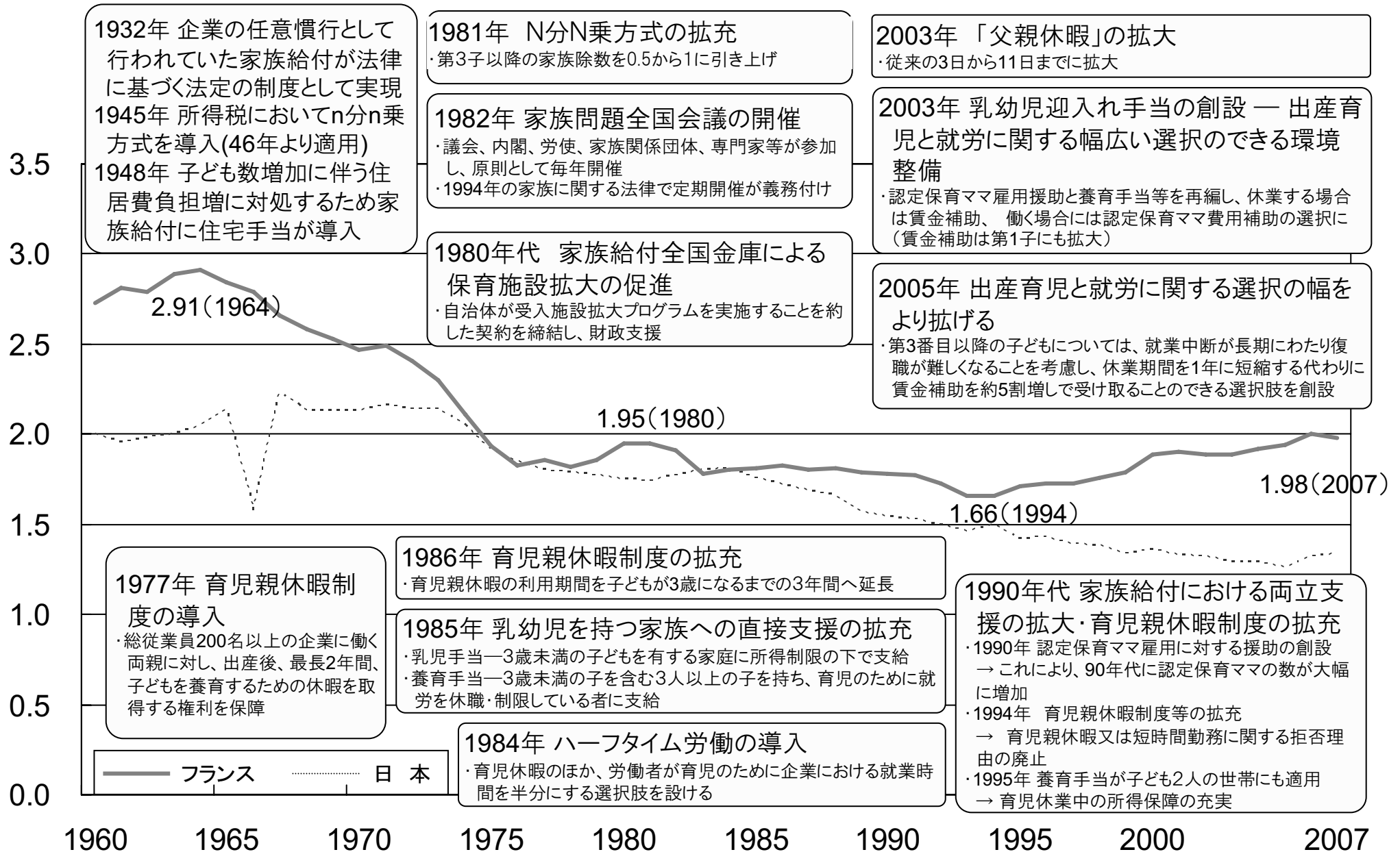
放課後児童クラブ数及び登録児童数の推移

○ 平成19年では、クラブ数は16,658か所、登録児童数は74万9,478人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約7,000か所、児童数は約40万人の増となっている。



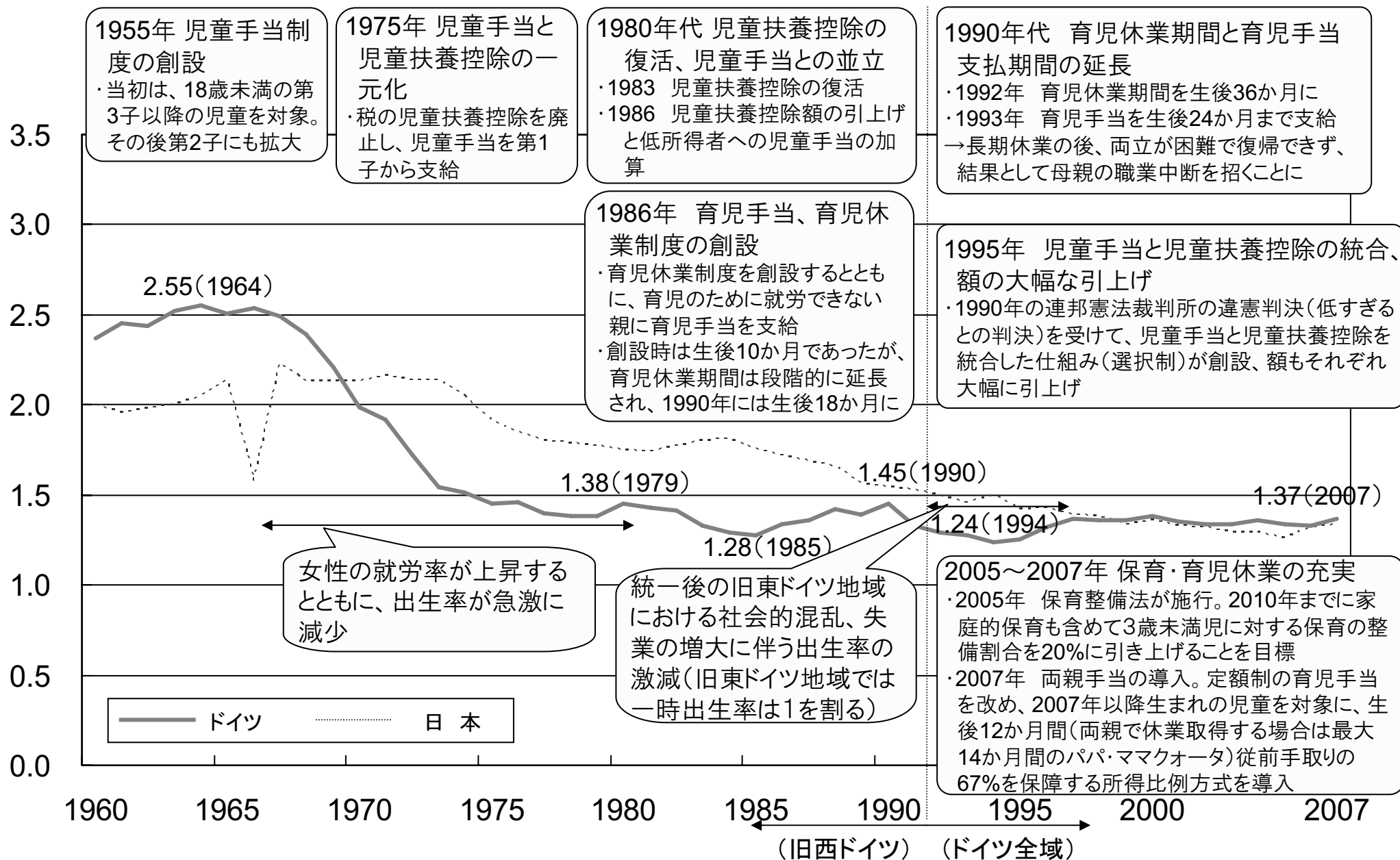
※各年5月1日現在(育成環境課調)

フランスの出生率の推移と家族政策



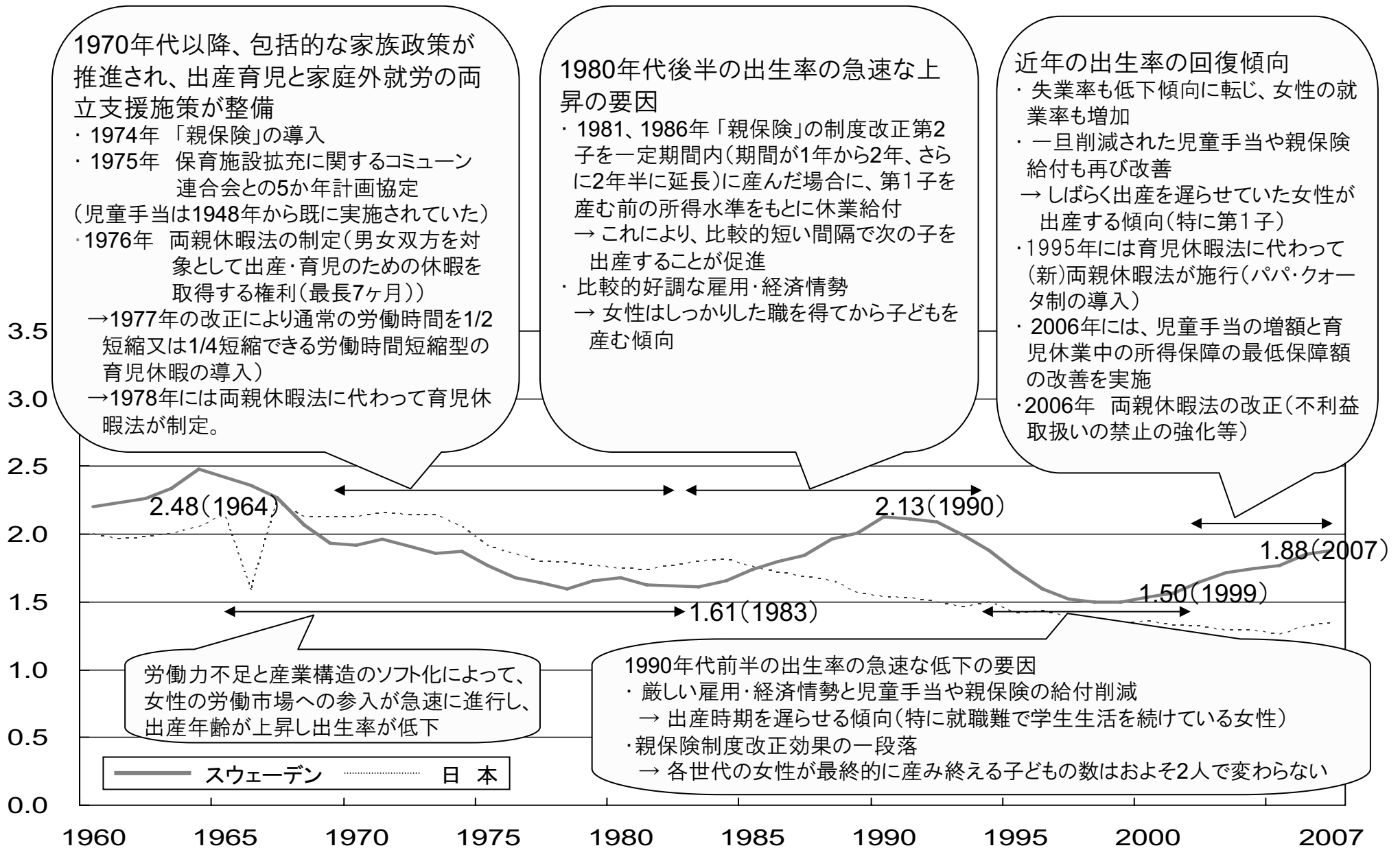
資料：Council of Europe : Recent demographic developments in Europe 2003(2004～2006はINSEE:2006 Demographic Reportによる), 厚生労働省 : 人口動態統計 諸外国における育児休業制度(平成9年3月 財団法人 婦人少年協会)

ドイツの出生率の推移と家族政策



資料: Council of Europe: Recent demographic developments in Europe 2003 (2003~2005は Statistisches Bundesamt による), 厚生労働省:人口動態統計

スウェーデンの出生率の推移と家族政策



資料: Council of Europe : Recent demographic developments in Europe 2003 (2003~2006は Sweden Statisticsによる)、厚生労働省 : 人口動態統計 諸外国における育児休業制度 (平成9年3月 財団法人婦人少年協会)